

消火器の不適切な 訪問点検・販売・回収 にご用心！！

ねらわれているのは...

あらゆる

事業所

ご家庭

トラブル

ゲッ
ゲ・ゲ

まいど！点検です...

「あやしいな」と思ったら絶対に押印・サインをしない！！
全ての従業員の皆様・ご家族にもお知らせください！！

- ❖ 出入りの業者を装う。
- ❖ 消防署又は町会等の依頼を受けているような印象を与える。
- ❖ 契約書の内容を十分に説明しない。
- ❖ 予想外の金額を請求
- ❖ 支払いを強要。消火器の返却拒否

手口を知れば防げます

事業所では

契約業者になりすまして



予告なしに突然訪問する場合があります

手口 1

ご家庭では

消防署などをかたる...



消防署のほうからきました〇〇町会を回っています。ずいぶん古い消火器ですねー薬剤交換ですねー古い消火器の回収にまいりました

購入をすすめる場合もあります

契約書であることを隠してサインを



みだりに押印やサインをしないで！

手口 2

契約書であることを隠してサインを



お隣さんもみんな交換しましたよ！古い消火器はあぶないですよ！

みだりに押印やサインをしないで！

金額をみて絶句！！ 支払いを強要



クーリングオフが適用された場合があります

手口 3

請求書を見て！！



あ、それ料金です

ケ、契約書～!? うそ～ たかーい！

クーリングオフが適用されます

- 大阪市消費者センター（事業所は除く） 06-6614-0999
- 大阪府警察本部悪質商法 110 番 06-6941-4592
- 大阪産業創造館あきない・えーど 06-6264-9838
（事業活動に伴う取引上のトラブルに限る）
- 大阪市消防局規制課 06-4393-6437
- 大阪市 消防署 06- -0119

「おかしいな」と思ったり、被害に遭われた時にはすぐにご相談ください。！！

大阪市消防局

ごそんじですか？

消火器の取り扱いが変わりました!!



- *平成22年(2010年)12月22日消防庁告示第24号
- *平成22年(2010年)12月22日総務省令第111号
- *平成22年(2010年)12月22日総務省令第112号
- *平成23年(2011年)12月7日総務省告示第503号

何が変わったの？

消火器に関する規格省令や点検基準などが平成22年以降に改正され、次のような取り扱いの変更がありました。

- ✓ 将来、新しい消火器への交換が必要となる消火器が定められました。
- ✓ 上記の消火器(従来の基準により製造されたもの)は、平成24年以降新たに設置することができなくなりました。
- ✓ 業務用消火器と住宅用消火器の区分が消火器に表示されるようになりました。
- ✓ 業務用消火器には、使用期限(設計標準使用期限)が表示されるようになりました。
- ✓ 破裂事故防止のため、製造から10年を経過した消火器には耐圧性能点検(水圧点検)が必要となりました。

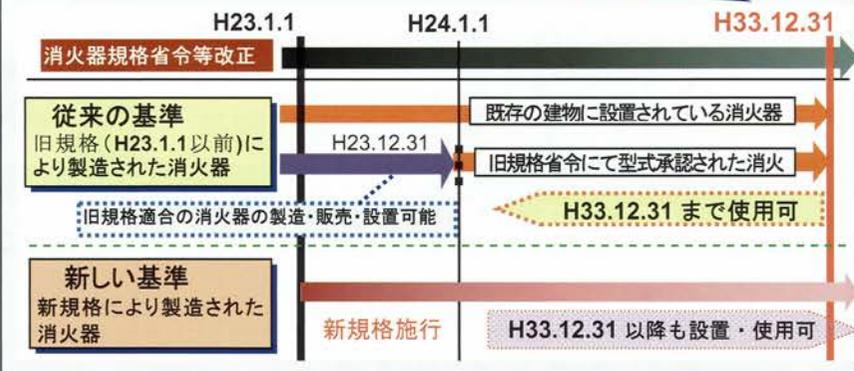
- 事業所等に消防法令に基づき設置が必要となる消火器が対象となります。
- 設置の消火器について、点検票及び下記の判別方法を参考に確認ください。
- 詳しくは、お近くの消防署までお問い合わせください。

消防署では、消火器の販売・点検・回収等はありません

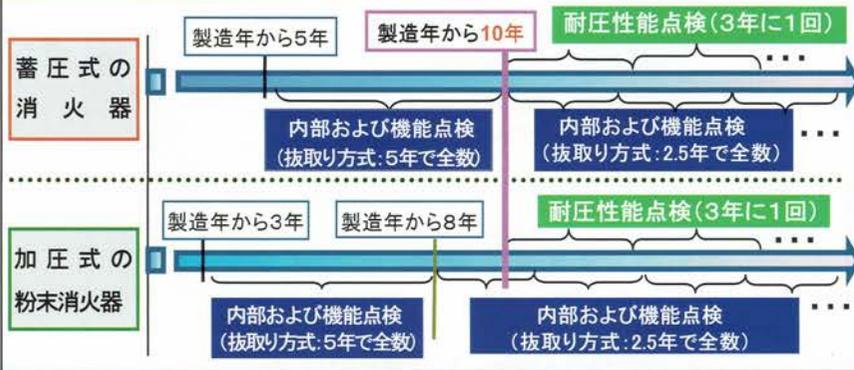


将来、新しい消火器への交換が必要となる…？

従来の基準で製造された消火器は、2021年(平成33年)12月31日までに新しい基準で製造された消火器への交換が必要となります。



消火器の点検内容・周期(耐圧点検)は…？



判別方法(目安)

① 適応火災の絵表示を確認する。

絵表示付きとなっていない消火器は、将来、交換が必要となる消火器に該当します。

② 製造年を確認する。

点検票及び消火器に表示された製造年を確認する。

- ・製造年が2010年以前のもは、将来、交換が必要となる消火器の目安となります。
- ・製造年から10年を経過した消火器は、次の点検で新たに耐圧性能点検が必要となります。

新しい基準に適合した消火器には、型式番号が消第23~101号から後の番号が付されています。

新しい消火器の特徴【表示例(銘板)】《業務用消火器》



適応する火災表示

型式番号	消第 ~ 号
放射時間	約18s(20℃)
放射距離	3~6m(20℃)
使用温度範囲	-20~+40℃
消火能力単位	A-3, B-7, C
適用消火薬剤	当社製粉末(ABC)消火薬剤
設計標準使用期限	2021年まで
総質量	kg
製造年	2011年
製造番号	

製造年

*新しい消火器には、適応する火災(普通火災用、油火災用、電気火災用)に絵表示が加えられています。



設計標準使用期限

標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限

概ね 10年

各メーカーでは、概ね10年を設計標準使用期限として、新しい消火器への更新を推奨しています。
*キズ、変形、腐食のある場合は、交換することが勧められます。
*期限を経過しても、直ちに、使用できなくなるものではありません。

消火器は計画的に、点検・更新をしましょう!!



事業所等には **業務用消火器** を、住宅には **住宅用消火器** を設置しましょう!